

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、美里町財務規則及び建設工事執行規則に準じ、次のとおり公告する。

平成29年10月27日

有限会社ポプラ
代表取締役 及川みき子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成29年度(仮称)認可保育施設 こすずめ園新築工事
- (2) 施工場所 遠田郡美里町牛飼字牛飼38-7
- (3) 工期 契約締結日の翌日～平成30年3月31日(土)まで
- (4) 工事概要 木造平屋建 敷地面積 1,147.56㎡
建築面積 228.55㎡ 延べ床面積 228.55㎡
建築工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
付帯工事一式
- (5) 支払条件 完成引渡し後一括払い
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 入札方式 制限付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

美里町が定める建設工事執行規則(平成18年規則第94号)第4条の規定に基づく業者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	建築一式工事
登録等級	建築一式工事の経営審査事項の総合評定値が900点以上であること(特定建設業)
事業所の所在に関する条件	美里町、涌谷町、石巻市、登米市、大崎市に本社(本店)を有していること。
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	① 建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある主任技術者又は監理技術者(以下「技術者」という。)をこの現場に配置できること。 ② 技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあつては入札期日(4の表に定める入札の期日をいう。以下同じ)の前日から起算して3月以上前から、それ以外の場合にあつては入札期日の前日か

	<p>ら、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。</p>
入札保証金	免除
暴力団等の排除	<p>次のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>① 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加していると認められる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者</p> <p>② 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者</p> <p>③ 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>④ 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
その他	<p>① 本入札の公告日又は入札日において、宮城県、美里町から指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。</p>

3 入札・工事担当

区分	担当	電話番号	住所
入札 受付担当	有限会社ポプラ事務局	0229-31-2877	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1
工事 担当	有限会社ポプラ事務局	0229-31-2877	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1

4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所
入札参加資格確認申請書類交付	平成29年10月27日（金）から 平成29年11月1日（水）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局
設計図書等の閲覧	平成29年10月27日（金）から 平成29年11月1日（水）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局
設計図書等に対する質問の受付	平成29年10月27日（金）から 平成29年11月1日（水）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局
入札参加資格確認申請書類提出	平成29年11月1日（水）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局

入札参加資格確認書の送付	平成 29 年 11 月 2 日（木）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局
設計図書等に対する質問回答書の閲覧	平成 29 年 10 月 30 日（月）から 平成 29 年 11 月 3 日（金）まで	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局
入札	平成 29 年 11 月 7 日（火） 午前 10 時 30 分から	遠田郡美里町牛飼字牛飼 38-1 有限会社ポプラ事務局

(注 1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAX その他電気通信による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (4) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約のための見積り合わせを行うことがある。
- (5) 美里町建設工事執行規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札は、失格とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが、2 者以上ある場合は、従来のくじ方式により落札者を決定するものとする。

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は返戻しない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2 に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 同一件名の入札において、入札者等が 2 以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

- ① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

- ② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ④ 工事名等の錯誤がある入札
- (4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為その他不正の行為があったとき。

8 契約の締結

落札した者は、落札決定後7日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は指名停止を受けた場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

9 入札参加資格確認申請の提出書類

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

- ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ② 配置技術者届出書(様式第2号)
- ③ 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類
- ④ その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項を証明する書類

(2) 申請書類の提出方法、受付期間及び提出場所

① 提出方法

持参とする。

② 受付期間及び提出場所

4の表に示すとおりとする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、美里町建設工事執行規則及び美里町建設工事執行規則取扱要綱を遵守すること。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。また、質問については指定の様式を使用すること。
- (3) 本工事は美里町の補助金事業対象であるため、契約書等に下記を明記すること。
「本工事は美里町の補助事業であるため、関係法令通知及び美里町子供家庭課の指導に従い、工事を施工します。」